

野生イノシシの豚熱（CSF）ウイルスの 感染事例について（28, 29例目）

都では、豚熱ウイルス浸潤状況モニタリングのため、定期的に野生イノシシの検査を実施しています。

この度、都内で発見された野生イノシシについて、東京都家畜保健衛生所が検査したところ、以下のとおり豚熱ウイルスの感染が確認されました。

1 遺伝子検査陽性となった野生イノシシの概要

例数	発見日	検査日	発見場所	個体情報	死亡/捕獲
28	令和7年12月25日	令和8年1月7日	八王子市美山町	雌、成獣	死亡
29	令和7年12月26日			雄、成獣	死亡

2 都の対応

（1）豚熱防疫対策連絡会議の開催

府内の関係11局による豚熱防疫対策連絡会議を開催し、感染状況や対応状況等の情報共有を実施

（2）感染拡大の防止

・都内全ての養豚農場に対して情報提供を行うとともに、飼養衛生管理基準の徹底を指導

なお、都内の養豚場では豚熱ワクチン接種を令和元年より全頭に対して実施

・当該イノシシ確認地点を家畜保健衛生所が消毒実施済み

（3）野生イノシシの検査等の実施

野生イノシシの検査を引き続き実施。また、野生イノシシによる感染拡大を防止するため、経口ワクチン散布を引き続き実施

【都民の皆様へ】

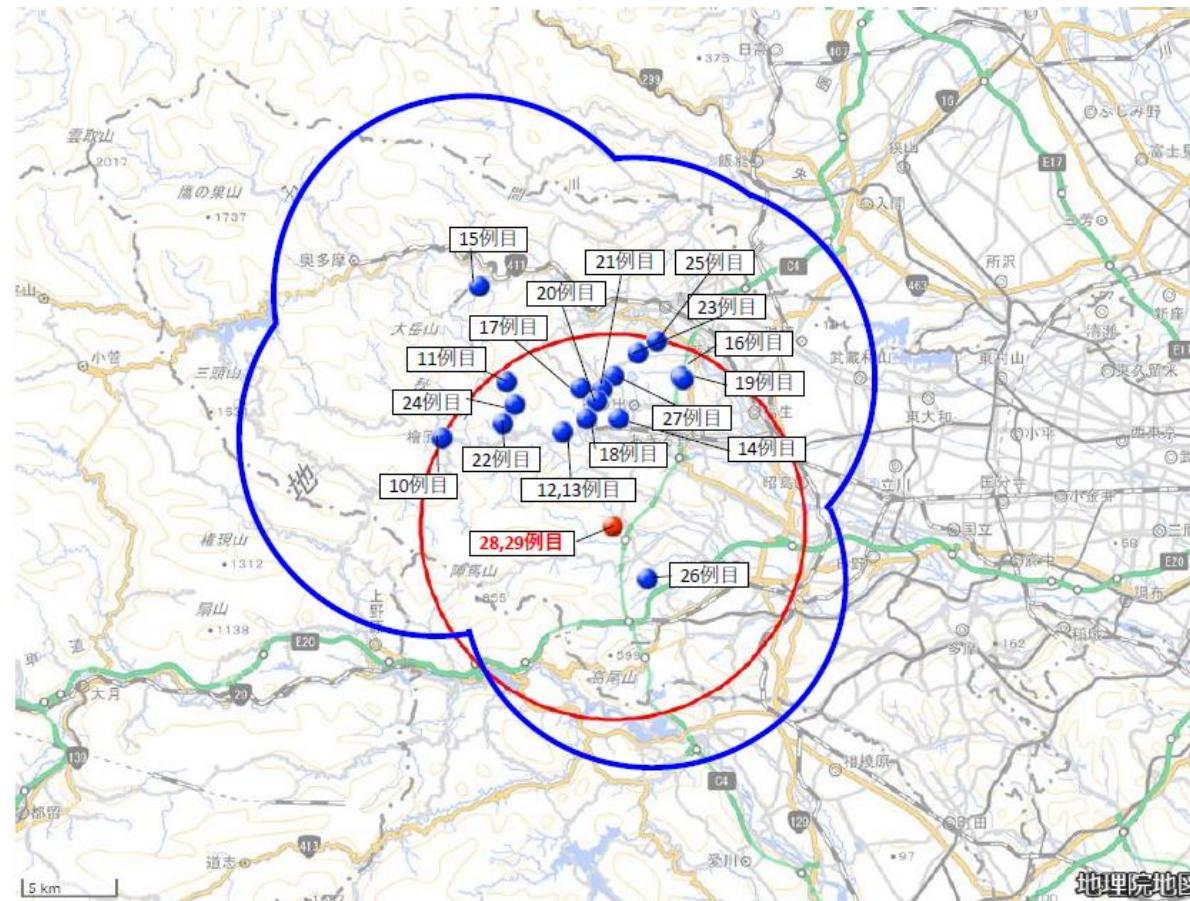
豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に流通することはありませんが、万が一感染豚やイノシシの肉を食べても健康に影響はありません。

（お問い合わせ）

東京都産業労働局農林水産部食料安全課CSF対策担当

電話：03-5320-4845

豚熱ウイルス感染野生イノシシの発見場所(10例目以降)



赤点：今回発見場所
赤丸円：発見場所から半径10km圏内
青点：10例目（令和5年8月）以降発見場所
青丸円：10例目（令和5年8月）以降発見場所から半径10km圏内

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚熱感染イノシシが確認された地点を中心に半径 10km 圏内にある
養豚農場は監視対象農場となります。東京都は全頭ワクチン接種済みのため、都内では該当する農場はありません。